

## 国立研究開発法人国立がん研究センターにおける科学研究費補助金の研究実施規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）に所属する職員で研究を行う者が、科学研究費補助金を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科学研究費補助金による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

### (組織、研究を行う職)

第 2 条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に従事するものは原則以下の常勤職員とする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。

研究所	研究職及び医師
先端医療開発センター	研究職及び医師
中央病院	医師及び薬剤師
東病院	医師及び薬剤師
がん予防・検診研究センター	研究職及び医師
がん対策情報センター	研究職及び医師

### (研究計画の策定)

第 3 条 研究を行う者は、科学研究費補助金による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 研究を行う者は、当該研究計画を立案し、申請しようとするときは、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、理事長の承認を得なければならない。

### (研究の実施)

第 4 条 研究を行う者は、科学研究費補助金による研究を行う場合は、センターの活動として実施するものとする。

### (研究成果の取扱い)

第 5 条 研究を行う者は、科学研究費補助金により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

### (研究報告の義務)

第 6 条 科学研究費補助金による研究を行う者は、科学研究費補助金制度に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

### (管理等の事務)

第 7 条 科学研究費補助金の研究計画調書の取りまとめは、研究支援センター研究管理部研

究管理課、補助金の経理管理等の事務は、財務経理部が所掌する。

(法令等の遵守)

第8条 センターに所属する研究職及び医療職は科学研究費補助金による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成23年規程第19-5号）

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成27年規程第8号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成27年規程第50号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。